

国土交通省では、今回のパブリックコメントに併せて、全国の特定期行政庁を対象にした説明会を数度開催してまいりました。当該説明会を通じ、パブリックコメントとは別に、特定期行政庁から提出された意見がございますので、参考として併せて掲載させていただきます。

ご意見の概要	国土交通省の考え方
山口県周南市開発指導課 野坂課長	
<p>都市計画法施行法(昭和43年法律第101号)第2条によれば、「旧法の規定により決定されている都市計画区域及び都市計画はそれぞれ新法の規定による都市計画区域又は新法の規定による都市計画とみなす。」と規定されています。</p> <p>とすれば、旧法の都市計画区域は旧法の廃止とともに廃止され、新法の施行の日(昭和44年6月)に新たに計画決定されたと考えられないでしょうか。</p> <p>旧法の都市計画決定の効力を持続させる場合は、「なお従前の例による。」又は、「なおその効力を有する。」と規定するのではないのでしょうか。</p>	<p>都市計画法施行法第2条の規定は、旧法の規定により決定された都市計画区域と同様の法的効果が生じることを定めたものです。このため、旧法の規定により決定された都市計画区域が、新法の施行の日に新たに都市計画決定されたということにはなりません。</p>
愛媛県今治市都市整備部建築指導課 窪田課長補佐	
<p>2項道路指定の基準は法律で定めており全国統一的なものであるとのことですが、立ち並ぶとは2軒でよいのか、3軒でよいのか町並みを形成してなくてはならないのか、一方後退となる川の基準は、又がけの基準は、どこに明確な基準があるのか教えていただきたい。又、2項道路かどうかの判断を確実に行うことが出来る情報はケースにより異なり一律に示すことは出来ないとありますが、全国統一的な基準があるという見解と矛盾していると思われます。</p>	<p>全国統一的な基準は、法令で定められており、その具体的な執行は、処分権者である特定期行政庁の個別の事例に応じた適切な判断によってなされるべきものと考えます。</p> <p>千差万別の事例全てに対応可能な執行に際する基準を示すことは困難ですが、指定道路図及び指定道路調書の作成に伴い発生する実務上の疑義については、可能な限り技術的な指針を示してまいる所存です。</p>

その他、2項道路の指定基準についてのご意見等、本施行規則改正の内容に直接関係ないものについては、掲載しておりません。